

お客さま各位

兵庫県医療信用組合
登録番号:T3140005002446

当組合のインボイス制度への対応について

平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

令和5年10月1日より開始された消費税の適格請求書等保存方式(いわゆるインボイス制度)について、お客さまからお支払いいただいた各種手数料の消費税につきましては、当組合が発行する適格請求書(インボイス)に基づいて仕入税額控除を受けることができます。

当組合のインボイス発行は、お取引形態により以下の通りとなりますので、ご案内致します。

1. 窓口でお支払いいただく各種手数料(残高証明書発行手数料、融資関連手数料など)
…現行の領収書等をインボイスの要件を満たした形式で発行します。

2. 複写の振込依頼書を用いて手続きされる振込手数料
…現行の振込金受取書をインボイスの要件を満たした形式で発行します。

3. インターネットバンキング・定額自動送金に係る振込手数料
預金口座から自動振替でお支払いいただいている各種手数料
…お客さまのご依頼に基づき、通知書を作成し、発行します。

4. ATMでのお取引について

…ATMでのお取引につきましては、発生する手数料が原則 3万円未満となりますのでインボイスの交付が不要な「3万円未満の自動販売機、自動サービス機における取引」に該当し、お客さまが一定の事項を記載した帳簿を保存することで消費税の仕入税額控除を受けることができます。

そのため、ATMから出力される「ご利用明細」等につきましては、インボイス制度への対応を行いませんのでご了承ください。